

## めざせ満点飼い主 チェックシート

1. あなたのライフスタイルにあった品種で、きちんと管理できる頭数ですか？	<input type="checkbox"/> はい
2. 年齢や健康状態に合った食餌を適量与えていますか？	<input type="checkbox"/> はい
3. 新鮮な水をいつも飲めるようにしていますか？	<input type="checkbox"/> はい
4. 毎日のブラッシングと必要なシャンプー・トリミングをしていますか？	<input type="checkbox"/> はい
5. 犬の居場所は常に清潔にして、快適な寝床を用意していますか？	<input type="checkbox"/> はい
6. 犬の居場所は犬が勝手に外に出たり、他人が入って来られるようになっていませんか？	<input type="checkbox"/> はい
7. 毎日犬の健康状態をよく観察し、散歩などの運動をし、一緒に遊んでいますか？	<input type="checkbox"/> はい
8. 犬の行動範囲にケガをしたり、食べたり飲み込んだら危険なものはないですか？	<input type="checkbox"/> はい
9. 犬のボディランゲージを読み取れますか？	<input type="checkbox"/> はい
10. 犬がどう感じているか犬の立場に立って考えていますか？	<input type="checkbox"/> はい
11. 犬の本能・習性を理解し、社会で生活するために必要な基本的なしつけをしていますか？	<input type="checkbox"/> はい
12. 散歩には糞処理道具を携帯し、糞や尿は衛生的に処理していますか？	<input type="checkbox"/> はい
13. 犬を飼うことで近隣に迷惑をかけていないか、いつも気を配っていますか？	<input type="checkbox"/> はい
14. 公共の場所ではリードをつけたり必要に応じてケージなどに入れていますか？	<input type="checkbox"/> はい
15. ワクチン接種や犬フィラリア症の予防薬投与などの病気予防や必要な治療をしていますか？	<input type="checkbox"/> はい
16. 犬の登録をし、毎年の狂犬病予防注射を受けさせ、鑑札と注射済票を首輪に着けていますか？	<input type="checkbox"/> はい
17. 犬から人にうつる病気のことを知り、対策をとっていますか？	<input type="checkbox"/> はい
18. マイクロチップや迷子札など身元を示すものを着けていますか？	<input type="checkbox"/> はい
19. 繁殖を望まない場合は不妊・去勢措置をしていますか？	<input type="checkbox"/> はい
20. 災害に備えた用意をしていますか？	<input type="checkbox"/> はい
はい _____ 個	

発行：尼崎市健康福祉局保健部生活衛生課動物愛護センター

所在地：〒661-0047 尼崎市西昆陽 4-1-1

連絡先：TEL06-6434-2233 / FAX06-6434-2293

平成 26 年 3 月発行

(※このパンフレットは「尼崎市動物愛護基金」を活用して作成しています。)

# 人と犬の共生 ガイドブック

人と犬の調和のとれた街づくりをめざして



尼崎市



## 犬を飼う前によく考えましょう

近年の少子高齢化や核家族化が進展するなか、多くの市民が犬や猫などのペットを飼育しており、その存在も単なる「愛玩目的」としてではなく、「家族の一員」あるいは「人生の伴侶」として飼う人が増えているなど、人と動物の関わりはより深いものとなっています。

その一方で、ペットを飼うことに対する理解や知識不足を原因とした遺棄や飼育の途中放棄、飼育マナーの欠如による近隣への迷惑行為、更には地域における飼い主のいない猫への対応をめぐる意見の相違など様々な問題が生じています。

ペットは私たち人間と同じ「命ある存在」です。ペットを飼うことは、私たちが生涯のすべてに責任を持つということです。一時的な感情や気まぐれから飼い始めるようなことは慎むとともに、最後まで愛情と責任をもって世話をすることができるか、飼う前によく考えてください。

また、犬の品種によって大きさや性格、運動量などが大きく異なります。流行や見た目のイメージだけで選んでしまうと、将来、大きな負担を抱えてしまう場合があります。犬の特性を理解し、高齢犬となったときの世話をどうするかなどをよく考え、住環境や自身の年齢などライフスタイルにあった犬種を選ぶようにしてください。

### 飼い始める前のチェックリスト

- 法律や条例を守ることができますか。
- 犬の生態や習性を理解し、愛情と責任をもって最後まで飼いつけることができますか。
- 犬の鳴き声や臭い、糞尿の放置など近隣に迷惑をかけない配慮ができますか。
- 犬を飼える住居ですか（借家や集合住宅の場合は管理規約で禁止されていませんか）。転居の予定や転勤の可能性はありませんか。
- 家族全員が犬を飼うことに賛成していますか。
- 家族に動物に対するアレルギーを持っている人はいませんか。
- 毎日の食費だけでなく、病気の予防や治療、不妊去勢手術などの費用を負担できますか。
- 結婚や出産、転居など将来のことを考えていますか。
- 不慮の事故や突然の入院などにより万一、飼えなくなった時のことを考えていますか。また、いざという時に愛犬を預かることができる人はいますか。

## 犬をどこから手にいれますか

犬を飼うことを決めたら、どこから手にいれるかよく考えましょう。方法としては、ペットショップやブリーダーから購入するほか、動物保護施設から譲渡してもらうなどの方法があります。また、尼崎市動物愛護センターにおいても一定の要件のもと収容犬の譲渡事業を行なっています。

### ■ 動物取扱業者からの購入

動物の販売を行うには、「動物取扱業」の登録が必要となりますので購入する前に登録を受けている業者か確認をしましょう。

### 動物取扱業者を選ぶときのポイント

- 広告は適切に行なわれていますか？
  - ・登録を受けている業者の広告には、登録番号、動物取扱責任者、動物取扱業の種別などが記載されています。
- 店内に登録番号が記入された標識を提示していますか？
  - ・登録を受けている業者は、登録番号や営業の種類、登録期限などを記した標識を店内に提示しています。
- 購入する前に飼い方や健康状態などの説明はありましたか？
  - ・販売者は、販売する前に購入者に対して動物の健康状態やワクチン接種の有無、飼い方、標準体重・体長などの説明をしなくてはなりません。
- 生後45日以内の犬猫が販売されていませんか（犬猫については生後56日（平成28年8月31日までは45日、それ以降別に法律で定めるまでの間は49日）を経過しない場合販売等禁止）
  - ・子犬、子猫は可愛いですが、生後一定期間は親兄弟と一緒に過ごさないと、吠え癖や咬み癖などが強まったり攻撃的になったりといった問題行動を起こす可能性が高まるので一緒にしておかなくてはなりません。
- ケージが狭すぎたり明るすぎたりしませんか？
  - ・動物が立ったり寝たりするのに十分な空間を確保し、過度の苦痛を与えないよう照明や音に配慮しなくてはなりません。
- 排泄物などで施設が汚れたり、悪臭がしていませんか？
  - ・業者は、排泄物を適切に処理し、施設を常に清潔に保って、悪臭や害虫の発生を防ぐなど、周辺環境にも配慮しなくてはなりません。
- 契約書の内容は適切ですが？
  - ・内容をよく読んで確認してからサインをするようにしましょう。

## ○ ペットショップからの購入

ペットを入手する方法で最も多いのがペットショップからの購入です。かわいい動物が陳列されていればついほしくなりますが、これから10数年も一緒に暮らすことになりますので冷静になって考えるようにしましょう。

## ○ ブリーダーからの購入

ブリーダーとは動物の繁殖を行なっている人のことです。実際の飼育環境や親兄弟を見ることができ、特定種に関する知識が豊富なので飼育方法など細かく相談することができます。

## ■ 動物保護施設からの譲渡

最後まで飼えなくなったり、飼い主不明で保護された犬を新たな飼い主に譲渡する事業を自治体の動物愛護（管理）センターや民間の動物愛護団体などが行なっています。

## ■ 尼崎市動物愛護センターからの譲渡

尼崎市動物愛護センターでは、動物愛護思想の高揚並びに適正飼養の普及啓発などを目的に一定の要件のもと収容犬の譲渡事業を行なっています。

### 〈譲渡対象〉

尼崎市、伊丹市、宝塚市及び西宮市民を対象としています。

### 〈譲渡受付〉

平日の午前8時45分から午後5時30分まで（奇数月の第3土曜日若しくは日曜日の午前10時から正午も受付を行なっています）。

### 〈譲渡手続き〉

- ・ 譲渡申込書等の提出
- ・ 家庭訪問による飼育環境調査
- ・ 譲渡者名簿への登録
- ・ 希望する犬の譲渡（誓約書の提出）

### 〈費用助成〉

尼崎小動物愛護推進協会の協力により、不妊去勢手術費用の一部助成を行なっています。

## 基本的な「しつけ」をしましょう

人と犬がともに生活をしていくうえで適切なしつけは欠かせません。しつけとは人間社会で一緒に生活していくためのルールを教えることです。家庭内のルールやコミュニケーションの取りかた、無駄吠えの防止や甘噛みのコントロール、「おいで」や「まで」といった基本的な動作を覚えるようにしつけをしましょう。

### ■ しつけは子犬の時期に

犬を家に迎え入れた日からしつけは始まります。子犬のうちからきちんとしつけを行い、社会性を身につけさせておけば生涯にわたり良好な関係を築くことができます。

### ■ しつけは愛情です

飼い主が主導権を持ち、リーダーとして導いてください。吠える、咬むといった、人からすれば困った行動も、犬にとっては自然なことです。犬の習性を理解し、叱るよりも、上手くできたときに気持ちをこめてしっかりとほめるようにしましょう。また、してはいけないことをさせないように住環境を整えることも大切です。

### ■ 問題行動への対処方法

犬の行動にはすべて意味があります。問題行動がある場合には、犬の立場になって理由・原因をよく考えてください。飼い主が意識せずにその行動をとらせていることもあります。

また、犬の健康上の問題が原因であったり、専門家による対処が必要な場合もあるので、なるべく早い時期に獣医師やドッグトレーナーなどの専門家に相談するようにしましょう。

### 犬の訓練業者

犬の訓練を行うには、「動物取扱業」の登録が必要となりますので、申し込む前に登録を受けている業者か確認をしましょう。

尼崎市内で登録を受けている訓練業者をお知りになりたい場合は、動物愛護センターまでお問い合わせください。



## 犬の登録と狂犬病予防注射は義務です

生後91日以上の子犬には、狂犬病予防法に基づく犬の登録と、年に一度の狂犬病予防注射が義務付けられています。

### ■ 犬の登録

犬を飼い始めてから 30 日以内に尼崎市動物愛護センターで犬の登録を行い、鑑札の交付を受けなければなりません（犬の登録は市委託獣医院でも行うことができます）。

また、交付を受けた鑑札は、犬の首輪などにつけておくことが法律で義務付けられています。

### ■ 狂犬病予防注射

年に一度（4月～6月）、最寄りの動物病院で狂犬病の予防注射を受けさせ、狂犬病予防注射済票の交付を受けなければなりません。

また、交付を受けた注射済票は、犬の首輪等につけておくことが法律で義務付けられています。

鑑札



狂犬病予防注射済票



#### 狂犬病予防法（抜粋）

- 第4条 犬の所有者は、犬を取得した日から三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長に犬の登録を申請しなければならない。
- 3 犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に着けておかなければならない。
- 第5条 犬の所有者は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年一回受けさせなければならない。
- 3 犬の所有者は、前項の注射済票をその犬に着けておかなければならない。

## 散歩のマナーを守りましょう

### ■ 糞の後始末

犬の糞の放置は、「兵庫県動物の愛護及び管理に関する条例」で禁止されています。散歩中の犬の糞は、飼い主が必ず持ち帰って処理をしてください。しつけをすれば決まった場所で排泄を行うようになりますので、住宅密集地では、自宅で排泄を済ませてから散歩に出るようにしてください。

### ■ 放し飼いの禁止

犬にリード（引き綱）をつけず外で自由に放すことは、「兵庫県動物の愛護及び管理に関する条例」で禁止されています。人を咬んだり、飛びついて人に怪我を負わせたりすることもありますので、散歩時は必ず、犬にリード（引き綱）をつけてください。



#### 兵庫県動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

- 第12条 飼い犬の所有者等は、当該飼い犬が人の生命等に害を加えないように、これを鎖等でつないでおかなければならない。ただし、次に掲げる場合で当該飼い犬が人の生命等に害を加えるおそれがないときは、この限りでない。
- 2 飼い犬の所有者等は、当該飼い犬が道路、公園、広場その他の公共の場所においてふんを排せつした場合には、直ちに当該ふんをその場所から除去しなければならない。

## 迷子にさせない工夫をしましょう

### ■ 鑑札や迷子札の装着

愛犬が迷子になっても、犬の首輪に鑑札などが着いていれば番号から飼い主がわかり直ぐに家に帰ることができます。

他にも、飼い主の連絡先を書いた迷子札やマイクロチップを装着するという方法もありますので、必ず所有者明示を行なってください。

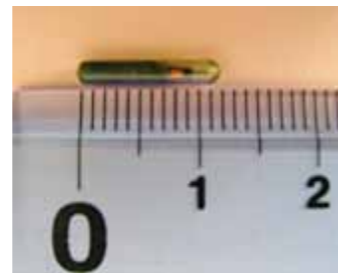
#### マイクロチップとは

マイクロチップとは、装着動物の個体識別を可能にする電子標識器具（直径約2mm長さ約11mm）です。

専用の挿入器で犬や猫の皮下に埋め込んで使用します。

チップには世界共通の15桁の数字が記録されており、読取器で番号を読み取り個体識別が可能になります。

一度装着すれば生涯脱落することのない確実性の最も高い所有者明示方法です。



### ■ 行政機関への連絡

迷子となった愛犬が保護されたり、住民からの保護情報が届くこともありますので、愛犬がいなくなった場所と隣接する市域を管轄する「動物行政所管事務所」と「警察署」に連絡を入れてください。

#### 動物行政所管事務所と連絡先

尼崎市内	尼崎市動物愛護センター ☎06-6434-2233
西宮市内	西宮市動物管理センター ☎0798-81-1220
伊丹市、宝塚市内	兵庫県動物愛護センター ☎06-6432-4599
豊中市内	豊中市保健所衛生管理課 ☎06-6152-7320
大阪市西淀川区内	大阪市西淀川区保健福祉課 ☎06-6478-9973

## 健康管理に努めましょう

### ■ 日常の管理

毎日の世話を通じて、食欲や動作、表情などに変化がないかよく観察をしましょう。愛犬が病気にかからないように定期的な健康診断と予防接種を受けさせることも大切です。また、病気になったときにあわてないように、かかりつけの動物病院を決め、日頃からいろいろ相談しておくことが大切です。

特に、夏場は気温の変化に注意して、必要に応じてエアコンを入れるなどの熱中症対策を取るようにしましょう。

### ■ 食事管理

犬の健康を保つために必要な栄養は人とは異なります。タマネギやチョコレート、キシリトール入りガムなど、人が普通に食べるものでも犬には害になるものがあります。また、人用に味付けされた食べものは塩分や糖分の取りすぎになりますので注意が必要です。

かかりつけの獣医師などに相談しながら、犬の年齢・健康状態にあったものを選んでください。また、飲み水は、いつも新鮮なものを容器に入れて置いておきましょう。

### ■ 不妊去勢手術

犬を自由に繁殖させると、あっという間に増えてしまいます。子犬を産ませる予定がなければ、必ず、不妊去勢手術を受けさせてください。

不妊去勢手術を受けさせることにより、前立腺肥大や子宮蓄膿症などの発症リスクを軽減することもできます。

### ■ 高齢犬の介護

犬も高齢になるにつれて感覚機能や運動機能、消化機能などが衰え、病気や痴呆など様々な症状が出てきます。また、介護が必要な場合もありますが、飼い主は犬の老いを理解し、最後まで世話をしなければなりません。

しかし、一人で介護をすると体力面や精神面において大きな負担となることもありますので、一人で悩まず、飼い主仲間や獣医師などの専門家にも相談するようにしましょう。

## 災害に備えましょう

大規模な災害が発生した場合、人と同じように動物も被災します。その場合、避難場所には多くの方がペットと一緒に避難をすることになりますが、避難場所には動物の嫌いな方や動物の毛などに対してアレルギーのある方もいます。そのためにも日頃から災害に備えて、愛犬の安全と健康を守るとともに、他の避難者の迷惑とならないように努める必要があります。

### ■ 備蓄品の準備

ライフラインの寸断や緊急避難に備えて、愛犬の避難に必要な物資の備蓄を行いましょう。避難場所に救援物資が届くまでに時間がかかる場合もありますので、ドッグフードや飲み水は少なくとも5日分（できれば7日分）用意しておきましょう。また、備蓄品には優先順位をつけて、優先度の高いものは直ぐに持ち出せるようにしましょう。

#### 愛犬のための備蓄品の例

- ・フードと水(できれば7日分)、食器
- ・予備の首輪やリード(引き綱)
- ・キャリーバックや簡易ケージ
- ・排泄物の処理用具やペットシート
- ・愛犬の写真(携帯電話に画像を保存することも有効です)
- ・ワクチン接種状況、既往症、健康状態、かかりつけの動物病院などの情報

### ■ しつけと健康管理

突然の災害時において、飼い主と愛犬が落ち着いて避難できるよう、普段からキャリーバックやケージ内で過ごすことに慣らしておくことや、他人への迷惑を防止するため、基本的なしつけをしておくことが大切です。また、避難場所などにおいてはストレスで免疫力が低下することから、普段から愛犬の健康管理に注意し、予防接種やノミなどの外部寄生虫の駆除などもしっかり行なっておきましょう。

### ■ 迷子にしないため

災害発生時には、愛犬と離れ離れになることもあります。保護された愛犬が、飼い主のもとに戻れるように、外から見えて誰でもすぐにわかる迷子札などを普段からつけておきましょう。できれば脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着するようにしましょう。

## 犬の便利帳

	動物愛護センター	保健所生活衛生課	最寄りの警察署	動物検疫所
犬の登録に関する事	○			
登録内容の変更に関する事	○			
犬の転入及び転出に関する事	○			
犬の死亡の届出に関する事	○			
狂犬病予防注射に関する事	○			
注射済票の交付に関する事	○			
飼い犬が行方不明になった場合	○		○	
迷子犬を保護した場合	○		○	
飼い犬が人を噛んだ場合	○			
犬の飼い方等に関する事	○			
犬を飼えなくなった場合	○			
犬を10頭以上飼育する場合		○		
犬の販売を行いたい場合	○			
犬の輸出入検疫に関する事				○

動物愛護センター 6434-2233 / 保健所生活衛生課 4869-3425

尼崎南警察署 6487-0110 / 尼崎北警察署 6426-0110 / 尼崎東警察署 6489-0110

動物検疫所神戸支所 078-222-8990